

避難確保計画チェックリスト

はじめに避難確保計画の作成対象の施設かどうかを確認します。

名古屋市公式ウェブサイトにある「要配慮者利用施設一覧」に施設名が掲載されている場合、**法律※に基づき、該当する災害に関する避難確保計画を作成し、提出する義務があります。**

右の2次元コードからウェブサイトへアクセスし、
要配慮者利用施設一覧表(令和4年度名古屋市地域防災計画抜粋)
を確認してください。



☆要配慮者利用施設一覧に施設が掲載されていない場合は、作業は不要です。

避難確保計画を作成する必要がある要配慮者施設の皆様へ

- ①今まで避難確保計画を作成・提出したことがある施設の方→③へ
- ②今まで避難確保計画を作成したことがない施設の方→④へ

③避難確保計画を提出したことがある

これまでに提出した避難確保計画の点検を行い、
必要に応じて計画を修正、追加で作成し区役所
総務課または消防署総務課へ提出してください。

【点検のポイント】

- ①施設が該当する災害の種類と提出している避難確保計画の災害の種類は一致していますか？
(例：洪水と内水氾濫が該当しているが、洪水しか提出していない場合は、内水氾濫の避難確保計画の追加提出が必要です。)
- ②災害の種類が一致している場合、計画で指定している避難先はハザードマップで想定されている浸水の深さよりも高い場所になっていますか？
- ③提出されている避難確保計画について、施設の名称や管理者、連絡先等に変更はありませんか？

④避難確保計画を提出したことがない

避難確保計画を作成・提出する必要があります。

避難確保計画は、該当する災害ごとに作成していただく必要があります。
(一覧表で該当した災害ごとに計画の作成・提出が必要です)

以下の2次元コードから、ウェブサイトへアクセスし、
様式をダウンロードして避難確保計画を作成してください。



作成した避難確保計画は、
区役所総務課または消防署総務課へご提出ください。

！ 計画を点検、新たに作る場合はハザードマップで施設の災害リスクをチェックしましょう。

避難先の検討に役立ちます。ハザードマップは右の2次元コードからウェブサイトへアクセスし、確認することができます。



洪水 浸水の深さ m~ m	内水氾濫 浸水の深さ m~ m	高潮 浸水の深さ m~ m	土砂災害 土砂災害(特別)警戒区域 内・外	津波 浸水の深さ m~ m
-------------------------------	---------------------------------	-------------------------------	------------------------------------	-------------------------------

※水防法、津波防災地域づくりに関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律